

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七一九九二

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の部中「東松山、熊谷」を「東松山、秩父、熊谷」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。